

（参考資料②）	
企業団現行条例	改正法（R5.4.1施行）
第 1 章 総則	
（目的）	（目的）
第 1 条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保等に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
（定義）	（定義）
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
（1） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。	第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
イ 個人識別符号が含まれるもの	二 個人識別符号が含まれるもの
	2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
	一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
	二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
（2） 要配慮個人情報 個人情報のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則（規程を含む。以下同じ。）で定める記述等が含まれるもの	3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
イ アに掲げるもののほか、社会的差別の原因となるおそれのあるもの	
（3） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 （略） 四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
（4） 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。	
（5） 実施機関 企業長、監査委員及び議会をいう。	
（6） 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。	4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
（7） 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 実施機関が、住民の利用に供することを目的として管理しているもの イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの（アに掲げるものを除く。）	（定義） 第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章

	において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は <u>地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）</u> （以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。
（８） 国等 国、独立行政法人等（法第２条第９項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。	
（実施機関の責務）	（地方公共団体の責務）
第３条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる責務を有する。	第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
（適用除外）	
第４条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。	
（１） 統計法（平成19年法律第53号）第２条第６項に規定する基幹統計調査及び同条第７項に規定する一般統計調査に係る統計調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。）に含まれる保有個人情報	
（２） 統計法第27条第２項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報	
第２章 実施機関が取り扱う個人情報の保護	
第１節 個人情報の取扱い	
（個人情報取扱事務の登録及び縦覧）	
第５条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の縦覧に供しなければならない。	
（１） 個人情報取扱事務の名称	
（２） 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称	
（３） 個人情報取扱事務の目的	
（４） 個人情報の対象者の範囲	
（５） 個人情報の記録項目	
（６） 個人情報の収集先	
（７） 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項	
２ 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。	
３ 前２項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。	
（１） 企業団の職員又は職員であった者に関する事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関するもの又はこれらに準ずるもの（実施機関が行う職員の採用に関する事務を含む。）	
（２） 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するものを取り扱う事務	
（３） 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務	
（４） 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務	
（５） 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務	
４ 実施機関は、第２項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。	
（収集の制限）	（個人情報の保有の制限等）

第6条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。	第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
	2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
	3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
	(利用目的の明示)
	第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
	一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
	二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
	三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
	四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
	(適正な取得)
2 実施機関は、個人情報収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	
(1) 本人の同意があるとき。	
(2) 法令又は条例の規定に基づくとき。	
(3) 他の実施機関から提供を受けるとき。	
(4) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。	
(5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。	
(6) 前各号に掲げる場合のほか、大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。	
	(利用目的の明示)
4 実施機関は、本人から直接当該本人の個人情報収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を明示するよう努めなければならない。	第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
	一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
	二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
	三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
	四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

5	実施機関は、要配慮個人情報（番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。）を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。	第二十条（略） 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合 八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
	（利用及び提供の制限）	（利用及び提供の制限）
第7条	実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報（特定個人情報を除く。第2項及び第4項において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。	第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
2	前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときと認められるときは、この限りでない。	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときと認められるときは、この限りでない。
（1）	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。	一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
		二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
（2）	法令又は条例の規定に基づくとき。	三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
（3）	出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。	
（4）	個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。	四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
（5）	専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。	
（6）	前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。	
		（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）
3	実施機関は、実施機関以外のものに個人情報（情報提供等の記録を除く。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。	第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
4	実施機関は、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて個人情報の提供をしてはならない。	
	（特定個人情報の利用の制限）	
第7条の2	実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。	

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報（情報提供等の記録を除く。）を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	
（適正管理）	（正確性の確保）
第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。	第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
	（安全管理措置）
2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。	
（委託に伴う措置等）	
第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。	
2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務
3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	（利用目的による制限） 第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
（職員等の義務）	（従事者の義務）
第10条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止	
（開示請求）	（開示請求権）
第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報であって、検索し得るものの開示を請求することができる。	第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報に係るものにあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下これらを「代理人」という。）は、本人に代わって、前項の規定による請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該開示請求が、当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。	2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。
（開示してはならない個人情報）	（保有個人情報の開示義務）
第12条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示してはならない。	第七十八条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に、掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開

	法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。（同条第2項の読み替えを反映）
（1）開示請求をした者（前条第2項の規定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。）以外の者に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を含むもの	二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
（2）法令又は条例の規定により、開示することができない個人情報	
（3）法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができない個人情報	
（開示しないことができる個人情報）	
第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。	
（1）法人（国等を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外開示情報」という。）を除く。）	三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
	イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
	ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
（2）企業団の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
（3）企業団の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの	七イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
	七ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
	七ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
	七ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
	七ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

	七ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
	四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
（４） 個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの	
（５） 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる個人情報	一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
（６） 本人から開示請求がなされた場合において、開示することにより、本人の生命、身体、財産等を害するおそれのある個人情報	
（７） 第11条第２項の規定により代理人から本人に代わって開示請求がなされた場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）であって、開示することにより、当該本人の権利利益を害するおそれのある個人情報	
（部分開示）	（部分開示）
第14条 実施機関は、個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。	第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
（１） 第12条各号のいずれかに該当する個人情報	2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
（２） 前条各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされるもの	
（個人情報の存否に関する情報）	（保有個人情報の存否に関する情報）
第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条各号に掲げる個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
（開示請求の方法）	（開示請求の手続）
第16条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
（１） 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所	一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
（２） 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項	二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項
（３） 前２号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項	
2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。	2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
3 実施機関は、開示請求をしようとする者に対し、当該開示請求に係る個人情報の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。	（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百十二条第一項若しくは第百十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。	第七十七条 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければなら

	い。
(開示の決定及び通知)	(開示請求に対する措置)
第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。	第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第15条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。	
(1) 当該通知に係る決定の理由	
(2) 当該通知に係る個人情報第14条各号に掲げる個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、その期日	
(開示決定等の期限)	(開示決定等の期限)
第18条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第16条第4項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 実施機関は、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に、実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、前条第2項の規定による個人情報の全部を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。	
(開示決定等の期限の特例)	(開示決定等の期限の特例)
第19条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日(第16条第4項の規定により開示請求書の補正を求めた場合においては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第八十四条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
(1) この項の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限	二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。	
3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、同号の残りの個人情報について開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。	
(開示請求に係る事案の移送)	(事案の移送)
第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等の記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。
(第三者に対する意見の提出の機会の付与等)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第21条 実施機関は、開示決定等を行う場合において、当該開示決	第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、

定等に係る個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第42条及び第43条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。ただし、次項の規定により、あらかじめ第三者に対し、その意見を書面により提出する機会を与えない場合は、この限りでない。	地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
2 実施機関は、開示決定をする場合において、例外開示情報に該当すると認められる第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとするときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えない場合は、この限りでない。	2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。
3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が当該機会に係る個人情報の開示に反対の意思を表示した書面（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該個人情報について開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。	3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
（開示の実施）	（開示の実施）
第22条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報を開示しなければならない。 2 前項の規定による個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている行政文書が、文書、図画、写真又はスライドである場合にあつては当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付により、電磁的記録である場合にあつてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。	第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報が記録されている行政文書を開示することにより、当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第14条の規定に基づき個人情報が記録されている行政文書を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写した物を閲覧させ、若しくはその写しを交付し、又はこれらに準ずる方法として実施機関の規則で定める方法により開示することができる。	
	2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
4 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。	3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
5 前項の規定による申出は、第17条第1項の規定による通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。	4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
6 第16条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。	
（開示請求等の特例）	
第23条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第16条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。	第六十九条 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
2 前項の開示請求をしようとする者は、第16条第2項の規定にかかわらず、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提示しなければならない。	
3 実施機関は、第1項の開示請求があつたときは、第17条から第19条まで、第21条及び前条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第2項から第5項までの規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところによるものとする。	
（訂正請求）	（訂正請求権）

第24条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。 2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「訂正請求」という。）があったときは、訂正につき法令又は条例に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。	第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
3 第11条第2項の規定は、訂正請求について準用する。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。
（訂正請求に係る個人情報の存否に関する情報）	（保有個人情報の存否に関する情報）
第25条 第15条の規定は、訂正請求について準用する。	第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
（訂正請求の方法）	（訂正請求の手續）
第26条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
（1） 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
（2） 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項	二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
（3） 訂正を求める内容	三 訂正請求の趣旨及び理由
（4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項	
2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。	
3 第16条第2項から第4項までの規定は、訂正請求について準用する。	2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
（訂正請求の決定及び通知）	（訂正請求に対する措置）
第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の当該訂正請求に係る部分（以下「被訂正請求部分」という。）の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、速やかに、当該決定に係る被訂正請求部分の訂正をした上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨及び当該訂正の内容を書面により通知しなければならない。	第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
2 実施機関は、被訂正請求部分の全部を訂正しないとき（第25条において準用する第15条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
3 実施機関は、第1項の規定による被訂正請求部分の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。	
（訂正決定等の期限）	（訂正決定等の期限）
第28条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第16条第4項の規定により訂正請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 実施機関は、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、前条第2項の規定による被訂正請求部分の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。	
（訂正決定等の期限の特例）	（訂正決定等の期限の特例）
第29条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 訂正決定等をする期限	二 訂正決定等をする期限
2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第 3 項の規定は、適用しない。	
3 第 1 項第 2 号に規定する期限までに、実施機関が訂正決定等をしてないときは、訂正請求者は、同号の残りの個人情報について訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。	
(訂正請求に係る事案の移送)	(事案の移送)
第 30 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等の記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	第 九十六 条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る訂正決定等をしてなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 27 条第 1 項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。
(個人情報の提供先への通知)	(保有個人情報の提供先への通知)
第 31 条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等の記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	第 九十七 条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
(情報提供等の記録の提供先への通知)	
第 31 条の 2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	
(利用停止請求)	(利用停止請求権)
第 32 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有する自己に関する個人情報（情報提供等の記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 第 6 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 5 項の規定に違反して収集されたとき、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 7 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第 7 条（第 3 項を除く。）若しくは番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の提供の停止 (3) 第 8 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき又はそのおそれが著しいとき 当該個人情報の消去	第 九十八 条 何人も、自己を本人とする保有 개인정보が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有 개인정보を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
	(保有個人情報の利用停止義務)
2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の同項各号に定める措置（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。	第 百 条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。
3 第 11 条第 2 項の規定は、利用停止請求について準用する。	第 九十八 条 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
	第 九十八 条 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
(利用停止請求に係る個人情報の存否に関する情報)	
第 33 条 第 15 条の規定は、利用停止請求について準用する。	
(利用停止請求の方法)	

第34条	利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	
	(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所	
	(2) 利用停止請求に係る個人情報を持定するために必要な事項	
	(3) 利用停止の趣旨及び理由	
	(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項	
2	第16条第2項から第4項までの規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。	
	(利用停止請求の決定及び通知)	(利用停止請求に対する措置)
第35条	実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の当該利用停止請求に係る部分（以下「被利用停止請求部分」という。）の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、当該決定に係る被利用停止請求部分の利用停止をした上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨及び当該利用停止の内容を書面により通知しなければならない。	第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
2	実施機関は、被利用停止請求部分の全部の利用停止をしないとき（第33条において準用する第15条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
3	実施機関は、第1項の規定による被利用停止請求部分の一部の利用停止をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。	
	(利用停止決定等の期限)	(利用停止決定等の期限)
第36条	前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第34条第2項において準用する第16条第4項の規定により利用停止請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2	実施機関は、前項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
3	第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が利用停止決定等を行わないときは、利用停止請求者は、前条第2項の規定による被利用停止請求部分の全部の利用停止をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。	
	(利用停止決定等の期限の特例)	(利用停止決定等の期限の特例)
第37条	実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
	(1) この項の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由
	(2) 利用停止決定等をする期限	二 利用停止決定等をする期限
2	利用停止請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。	
3	第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が利用停止決定等を行わないときは、利用停止請求者は、同号の残りの個人情報について利用停止をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。	
	第3節 是正の申出	
	(是正の申出)	
第38条	何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。	
2	第11条第2項の規定は、前項の規定による申出（以下「是正の申出」という。）について準用する。	
	(是正の申出の方法)	
第39条	是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。	
	(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所	
	(2) 是正の申出に係る個人情報を持定するために必要な事項	
	(3) 是正の申出に係る個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容	
	(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項	
2	第16条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について	

準用する。	
（是正の申出に対する措置等）	
第40条 実施機関は、前条第1項に規定する是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。）を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。	
2 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。	
第4節 救済手続	
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）	（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）
第40条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。	第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。 2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。
（審議会への諮問）	（審査会への諮問）
第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。	第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき、 <u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の長</u> は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 <u>行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関</u> に諮問しなければならない。（同条第3項の読み替え反映）
（1） 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。	一 審査請求が不適法であり、却下する場合
（2） 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。	二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
（3） 裁決で、開示請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、個人情報の全部を開示するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。	
（4） 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。	三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
（5） 裁決で、訂正請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。	
（6） 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。	四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
（7） 裁決で、利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。	
2 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書若しくは行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは、これらの写しを	

添えてしなければならない。	
	(地方公共団体に置く審議会等への諮問)
	第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。
(諮問をした旨の通知)	
第42条 前条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。	2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
(1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）	一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。）
(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
(3) 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
	3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)
第43条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。	第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決	一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
(2) 審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
	2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。
(審議会の調査権限)	
第44条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報 が記録されている行政文書の提示を求ることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示されている行政文書の開示を求めることができない。	
2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。	
3 諮問実施機関は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。	
4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。	
(意見の陳述)	
第45条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。	
2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	
(意見書等の提出)	
第46条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	
(委員による調査手続)	
第47条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第45条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。	

（提出資料の閲覧等）	
第48条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。）を求めることができる。	
2 審議会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。	
（調査審議手続の非公開）	
第49条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。	
（答申等）	
第50条 審議会は、諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。	
2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。	
3 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。	
4 諮問実施機関は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。	
（苦情の処理）	（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）
第51条 実施機関は、現に保有している個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。	第百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
第5節 他の制度との調整等	
第52条 この章の規定は、実施機関が住民の用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。	
2 法令又は他の条例の規定により、個人情報（特定個人情報を除く。）の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本等に記録されている個人情報（特定個人情報を除く。）の写しの交付又は個人情報の訂正若しくは利用停止をすることができる場合については、当該手続については、この章の規定は適用しない。	（他の法令による開示の実施との調整） 第百八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報の前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
第3章 雑則	
（費用負担）	（手数料）
第53条 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の写しの作成及び送付（これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。	第百八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
（1） 開示請求をして、個人情報記録されている行政文書又はこれを複写した物の写しの交付（第22条第2項及び第3項の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受ける者	
（2） 第48条第1項の意見書又は資料（これらを複写した物を含む。）の写しの交付（同項の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの	
（3） 第7条第2項第1号の規定に基づき、実施機関が定めるところにより、個人情報の提供として行政文書等の写しの交付（これに準ずるものとして実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの	
（運用状況の公表）	
第54条 企業長は、毎年度、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求め、これを取りまとめて、その概要を公表しなければならない。	
（守秘義務）	
第55条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	
（委任）	
第56条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。	
第4章 罰則	
第57条 実施機関の職員又は職員であった者及び第9条第2項の	第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十

委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第58条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第60条 第55条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	
第61条 前４条の規定は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第２号）第３条第２項において規定する給水対象の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。	第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。	第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者
附 則	
（施行期日）	
１ この条例は、平成23年４月１日から施行する。	
（経過措置）	
２ この条例の施行の日前に大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）の規定によりなされた開示請求、訂正請求、利用停止請求、大阪府個人情報保護審議会に対してなされた諮問、請求又は諮問に係る処分、手続その他の行為のうち、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）に定める水道部に係る行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によってなされたものとみなす。	
３ この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第５条第２項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。	
（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）	
４ 平成29年４月１日前に四條畷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年四條畷市条例第15号）及び四條畷市個人情報保護条例（平成16年四條畷市条例第16号）、太子町個人情報保護条例（平成13年太子町条例第４号）並びに千早赤阪村個人情報保護条例（平成13年千早赤阪村条例第３号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。	
５ 平成29年４月１日前に四條畷市、太子町及び千早赤阪村で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第５条第２項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成29年４月１日以後、遅滞なく」とする。	
６ 平成29年４月１日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）	
７ 平成31年４月１日前に泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第３号）、阪南市個人情報保護条例（平成12年阪南市条例第27号）若しくは阪南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年阪南市条例第28号）、豊能町個人情報保護条例（平成13年豊能町条例第９号）、忠岡町個人情報保護条例（平成11年忠岡町条例第９号）、田尻町個人情報保護条例（平成12年田尻町条例第33号）又は岬町個人情報保護条例（平成12年岬町条例第28号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。	
８ 平成31年４月１日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第５条第２項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われ	

ているものについては、平成31年４月１日以後、遅滞なく」とする。	
9 平成31年４月１日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
（藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置）	
10 令和３年４月１日前に藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第２号）、大阪狭山市個人情報保護条例（平成10年大阪狭山市条例第２号）、個人情報保護条例（平成10年熊取町条例第29号）又は河南町個人情報保護条例（平成12年河南町条例第35号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。	
11 令和３年４月１日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第５条第２項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、令和３年４月１日以後、遅滞なく」とする。	
12 令和３年４月１日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附 則（平成23年７月25日条例第36号）	
この条例は、公布の日から施行する。	
附 則（平成27年11月20日条例第７号）	
（施行期日）	
1 この条例は、平成28年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は規則で定める日から施行する。	
（平成29年規則第４号で平成29年５月30日から施行）	
（大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正）	
2 大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第７号）の一部を次のように改正する。	
〔次のよう〕略	
附 則（平成28年２月23日条例第７号）	
（施行期日）	
1 この条例は、平成28年４月１日から施行する。	
（経過措置）	
2 この条例の施行の日前になされた改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第17条第１項若しくは第２項の決定、旧条例第27条第１項若しくは第２項の決定若しくは旧条例第35条第１項若しくは第２項の決定又は旧条例第11条第１項若しくは第２項の規定による請求、旧条例第24条第１項若しくは旧条例第24条第３項において準用する旧条例第11条第２項の規定による請求若しくは旧条例第32条第１項若しくは旧条例第32条第３項において準用する旧条例第11条第２項の規定による請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。	
附 則（平成29年２月22日条例第３号抄）	
（施行期日）	
1 この条例は、平成29年４月１日から施行する。	
附 則（平成29年８月３日条例第９号）	
この条例は、公布の日から施行する。	
附 則（平成30年２月22日条例第２号）	
（施行期日）	
1 この条例は、公布の日から施行する。	
（経過措置）	
2 この条例の施行の際現になされている改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例第11条第１項又は第２項の規定による請求については、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	
（大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部改正）	
3 大阪広域水道企業団暴力団排除条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第34号）の一部を次のように改正する。	
（次のよう略）	
附 則（平成31年２月22日条例第１号抄）	
（施行期日）	
1 この条例は、平成31年４月１日から施行する。	
附 則（令和３年２月24日条例第１号抄）	
（施行期日）	
1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。	

附 則（令和 3 年 11 月 24 日 条例 第 3 号）	
この条例は、公布の日から施行する。	
附 則（令和 4 年 2 月 22 日 条例 第 2 号）	
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。	